

令和 7 年度

有限要素解析補助業務

特記仕様書

令和 7 年 8 月

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

1. 業務概要

本業務は、有限要素法ソフトウェア PLAXIS3 を用いて、圧密沈下解析、及び埋め立て解析の補助を行うものである。

2. 履行期間

契約締結日より令和8年2月27日までとする。なお、履行期間中の土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇は休日として設定している。

3. 貸与物件

- (1) 貸与物件は、表3-1のとおりとする。
- (2) 受注者は、貸与物件の借用後においては、適切な維持管理を行うものとする。
- (3) 受注者は、貸与物件の必要がなくなった場合、速やかに調査職員に返還しなければならない。

表3-1 貸与物件

品 名	品質・規格等	単位	数量	引渡場所	引渡時期
				返還場所	返還時期
PLAXIS3D の地盤及び構造物モデル	調査職員との協議による	式	1	調査職員との協議による	調査職員との協議による
				調査職員との協議による	調査職員との協議による
合わせ込み解析に用いる実測データ	調査職員との協議による	式	1	調査職員との協議による	調査職員との協議による
				調査職員との協議による	調査職員との協議による

4. 業務仕様

4-1 総 則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省 港湾局 令和7年4月）の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議し実施するものとする。

4-2 計画準備

受注者は、本業務の実施に先立ち、事前に仕様内容等を確認のうえ業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

4-3 解析補助

受注者は、有限要素法ソフトウェア PLAXIS 3D を用いて本業務を行うものとする。

4-3-1 圧密沈下解析（実測データとの合わせ込み）

受注者は、貸与した PLAXIS 3D の地盤・構造物モデルと現地実測データを用いて、合わせ込みの圧密沈下解析を実施するものとする。合わせ込み解析では、地盤材料パラメータのパラメトリックスタディを実施するものとする。合わせ込みで用いる実測

データは、地表面の沈下量、構造物の沈下量等とする。詳細については、調査職員と協議の上、決定する。

4-3-2 圧密沈下解析（将来予測）

受注者は、4-3-1 で得られた地盤条件に基づいて、長期の沈下解析を行うものとする。詳細については、調査職員と協議の上、決定する。

4-3-3 埋め立て解析

受注者は、4-3-2 で得られた解析の最終状態から、埋め立て解析を実施するものとする。埋め立て解析は、要素追加により実施するものとする。詳細については、調査職員と協議の上、決定する。

4-3-4 解析結果整理

受注者は、本業務で得られた解析結果を整理するものとする。出力データは、構造物の沈下量、地盤内の応力・ひずみ分布等とし、詳細については、調査職員と協議の上、決定する。

4-4 報告書作成

受注者は、上記 4-3 で得られた結果を報告書にまとめるものとする。

4-5 協議・報告

受注者は、業務の着手時に事前協議 1 回、業務の完了時に最終報告 1 回を行うものとする。なお、協議・報告については対面で実施することを基本とするが、実施が難しい場合には実施方法について協議を行うものとする。

5. 成果物

5-1 成果物

本業務における業務完成図書は、電子納品によるものとする。

- (1) 電子納品とは、特記仕様書、業務計画書、報告書、解析結果等すべての最終成果(以下「業務完成図書」という)を電子データで作成し、納品するものである。
- (2) 「業務完成図書」は、作成した電子データを電子媒体(CD-R 又は DVD-R)で 1 部提出するものとする。
- (3) 特記仕様書の電子データは、発注者が提供する。

5-2 提出先

神奈川県横須賀市長瀬 3 丁目 1 番 1 号

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

6. 検 査

本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

7. その他

- (1) 本特記仕様書に明記なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、両者が協議のうえ、決定するものとする。また、業務内容の変更により、契約金額に変更が生じる場合は、両者が協議のうえ、履行期間末日までに、契約変更を行うものとする。
- (2) 本業務により得られた成果は、当所に帰属するものとする。
- (3) 本業務遂行上取り扱うデータについては、調査職員の指示に従うほか、受注者の十分な管理のもとで取り扱うものとする。
- (4) 本業務の遂行上過程では、調査職員と綿密な連携を保ち、進捗状況を報告するものとする。
- (5) 本業務により得られた情報及び成果は、当所の許可なく公表したり、他に転用してはならない。

以 上